

保険・年金 フォーカス

IFRS 第 17 号(保険契約) を巡る動向について —EU が IFRS 第 17 号を承認 英国も協議案を公表—

保険研究部 研究理事 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

保険契約のための新たな国際的な会計基準である「IFRS 第 17 号 (保険契約)」については、IASB (International Accounting Standards Board : 国際会計基準審議会) が、2017 年 5 月 18 日に基準の最終案を公表し、その後 2020 年 6 月 25 日に修正基準を公表して、その基準内容が確定した状況になってから、1 年半が過ぎた。IFRS 第 17 号は、2023 年 1 月 1 日からの適用が想定されている。

EU を始めとした IFRS (国際財務報告基準) を採択している国や地域の保険会社は、いまだそれぞれの国や地域で適用される基準内容が最終確定していない中であっても、基本的にはこの最終修正版の IFRS 第 17 号に基づいて、その適用に向けて、各種の準備を進めている。

一方で、この間において、EU (欧州連合) では、EFRAG (European Financial Reporting Advisory Group : 欧州財務報告諮問グループ) が 3 月 31 日に IFRS 第 17 号の最終承認勧告を行い、これを受けて欧州委員会の ARC (Accounting Regulation Committee : 会計規制委員会) が、IFRS 第 17 号の承認に賛成票を投じた結果として、7 月 22 日に 3 か月の精査期間のために、欧州議会と理事会に規則案が提出された。また、英国においても、UKEB (UK Endorsement Board : 英国承認理事会) が IFRS 第 17 号の採択の検討を進める等、各国・地域での会計基準設定機関において、IFRS 第 17 号の自国基準への採択に向けた動きが順次進められてきた。こうした動きについては、保険年金フォーカス「[IFRS 第 17 号 \(保険契約\) を巡る動向について—EU、英国及び IASB における検討状況—](#)」(2021.8.11) (以下「前回のレポート」という) で報告した。

その後、EU においては、欧州議会や理事会による精査期間が終了して、欧州委員会が年次コホートのカーブアウト等を含む IFRS 第 17 号を最終承認して、11 月 23 日に EU 官報を公表¹した。また、英国においても、UKEB が 11 月 12 日に IFRS 第 17 号を採択する協議案を公表²した。

今回のレポートでは、EU 及び英国におけるこうした動きを含む[前回のレポート](#)以降の IFRS 第 17

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32021R2036&from=EN>

² <https://www.endorsement-board.uk/endorsement-projects/ifrs-17>

号を巡る動向について報告する。

2—EUにおけるIFRS第17号の採択

EUは、11月23日に、年次コホート要件についてオプションでの免除付きのIFRS第17号「保険契約」を承認する委員会規則を発表¹した。

具体的には、欧州議会及び理事会の規則（EC）No 1606/2002に従って、特定の国際会計基準を採用する規則（EC）No 1126/2008を修正する委員会規則が、2021年11月23日にEU官報に掲載された。

これにより、適用対象となる各保険会社は、遅くとも2023年1月1日以降に開始する最初の会計年度の開始日から、IFRS第17号を適用することになる。

1 | 規則の概要

この規則は、IASBによる同じ発効日（2023年1月1日）のIFRS第17号（保険契約）とIFRS第17号の2020年6月の修正を採用している。ただし、この規則では、年次コホート要件の適用をオプションで免除している。なお、免除を利用している会社は、IASBが発行したIFRSを適用していないという事実を開示する必要がある。ただし、年次コホート要件からのオプションの免除の使用の影響の定量的評価は求められていない。

また、欧州委員会は、2027年12月31日までに、IFRS第17号のIASB実施後レビューを考慮に入れて、世代間で相互化され、キャッシュフローがマッチしている契約の年次コホート要件の免除をレビューする必要がある、としている。

なお、今回の規則で規定されている措置は、会計規制委員会の意見に準拠している。

2 | 規則におけるIFRS第17号（保険契約）の評価

官報におけるIFRS第17号（保険契約）の評価については、以下のように記載されている。

契約が発行された年に従ってグループ化されると「年次コホート」を免除する理由としては、「保険及び投資契約のグループのアカウント単位としての年次コホート要件は、必ずしもビジネスモデルを反映しているわけではなく、リサイタル5及び6で参照される世代間で相互化され、キャッシュフローがマッチする契約の法的及び契約上の特徴も反映していない。これらの契約はEUの全生命保険債務の70%以上を占めている。そのような契約に適用される年次コホート要件は、必ずしも好ましい費用便益バランスを有しているとは限らない。」と述べている。

また、年次コホートの免除オプションの適用に関しては、「投資家は、会社が契約グループの年次コホート要件の免除を適用したかどうかを理解できる必要がある。したがって、会社は、IAS第1号「財務諸表の表示」に従って、財務諸表の注記で、重要な会計方針としての免除の使用を開示し、どのポートフォリオに免除を適用したかなどの他の説明情報を提供する必要がある。」と述べている。

(4)IFRS第17号は、保険契約の会計処理に対する包括的なアプローチを提供する。IFRS第17号の目的は、会社が保険契約を忠実に表す関連情報を財務諸表で提供することを保証することにある。その情報は、財務諸表の利用者が、保険契約が会社の財政状態、財務実績及びキャッシュフローに与える影響を評価するための確固たる基盤を提供する。

- (5) IFRS 第 17 号は、保険契約、再保険契約及び任意参加機能を備えた投資契約に適用される。EU 内には多くの異なる生命保険及び生命貯蓄契約があり、約 5,9 兆ユーロの最良推定負債がある（ユニットリンク契約を除く）。いくつかの加盟国では、これらの契約の一部には直接参加と裁量の機能があり、異なる世代の保険契約者間でリスクとキャッシュフローを共有することができる。
- (6) 多くの加盟国では、金利と長寿リスクへのエクスポージャーを軽減するために生命保険契約も世代を超えて管理されており、保険負債の基礎となる専用の資産プールがあるが、これらの契約には、IFRS 第 17 号によって定義された直接参加特性を有していない。欧州議会及び理事会の指令 2009/138 / EC (3) の要件を満たし、保険監督者の承認が得られた場合、これらの契約の一部は、ソルベンシー II 比率の計算にマッチング調整を適用できる。
- (7) EU は、IASB が発行した IFRS 第 17 号を、規則 (EC) No 1606/2002 の第 3 条 (2) に定められた採用基準を満たす場合にのみ採用することができる。
- (8) EFRAG の承認勧告³は、IFRS 第 17 号が規則 (EC) No 1606/2002 の第 3 条 (2) に定められた採用基準を満たしていると結論付けた。しかし、EFRAG は、世代間で相互化され、キャッシュフローが一致する契約を年次コホートにグループ化することが技術的承認基準を満たしているか、又は欧州の公共財を助長するかについて合意に達しなかった。これは、EFRAG の承認勧告に関する利害関係者の見解及び会計規制委員会の加盟国の専門家の見解と一致している。
- (9) EU 企業は、IASB が発行した IFRS 第 17 号を適用して、第三国への上場を促進したり、世界の投資家の期待に応えたりできるはずである。
- (10) ただし、保険及び投資契約のグループのアカウント単位としての年次コホート要件は、必ずしもビジネスモデルを反映しているわけではなく、リサイタル 5 及び 6 で参照される世代間で相互化され、キャッシュフローがマッチする契約の法的及び契約上の特徴も反映していない。これらの契約は EU の全生命保険債務の 70%以上を占めている。そのような契約に適用される年次コホート要件は、必ずしも好ましい費用便益バランスを有しているとは限らない。
- (11) IFRS の世界的な資本市場の状況に照らして、IFRS からの逸脱は、例外的な状況に限定し、範囲を狭める必要がある。
- (12) したがって、この規則の付属書の付録 A に記載されている保険契約のグループの定義にかかわらず、EU 企業は、世代間で相互化され、キャッシュフローがマッチする契約を IFRS 第 17 号の年次コホート要件から免除するオプションを持つ必要がある。
- (13) 投資家は、会社が契約グループの年次コホート要件の免除を適用したかどうかを理解できる必要がある。したがって、会社は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に従って、財務諸表の注記で、重要な会計方針としての免除の使用を開示し、どのポートフォリオに免除を適用したかなどの他の説明情報を提供する必要がある。これは、年次コホート要件からのオプションの免除の使用の影響の定量的評価を意味するものではない。

³ EFRAG のプレスリリース

<https://www.efrag.org/News/Project-482/EFRAG-has-finalised-its-due-process-around-IFRS-17-and-has-submitted-its-Final-Endorsement-Advice-on-IFRS-17-Insurance-Contracts-including-the-June-2020-Amendments-to-the-European-Commission>

- (14) 欧州委員会は、2027年12月31日までに、IFRS第17号のIASB実施後レビューを考慮に入れて、世代間で相互化され、キャッシュフローがマッチする契約の年次コホート要件の免除をレビューする必要がある。
- (15) したがって、規則(EC) No1126/2008はそれに応じて修正する必要がある。
- (16) この規則で規定されている措置は、会計規制委員会の意見に準拠している。

3 | 今回の決定に対する保険業界団体の反応

今回の欧州委員会の決定を受けて、欧州の保険業界団体である Insurance Europe の副局長である Olav Jones 氏は、以下のように述べて、今回の決定を歓迎した⁴。

「Insurance Europe は、欧州委員会による IFRS 第 17 号の最終承認を歓迎する。これには、年次コホートに関する修正が含まれる。」

「この重要な基準を開発して完成させるのに、何年もかかった。このプロセスでは、長期的な性質、リスクプーリングと相互性の影響、資産負債管理の重要性など、保険負債の特別な特徴をより適切に反映するために、必要な一連の改善が組み込まれている。」

「この欧州の承認に、年次コホートの問題に対処するための国際会計基準審議会 (IASB) 版の修正が含まれていること、及び IASB のタイムテーブルに沿った形で、2023年1月1日から EU で IFRS 第 17 号が適用される道が開かれたことを非常に嬉しく思う。」

「IASB の要件はコストを追加し、特定の保険商品の真の経済的性質を適切に反映していなかったため、年次コホートの問題は保険会社にとって根本的な懸念事項だった。欧州の政策立案者によって含められた改正により、欧州の保険会社は、特定の契約（即ち、相互化又はキャッシュフローマッチングに関連する特定の基準を満たす契約）を IFRS 第 17 号の年次コホート要件から免除するオプションが付与される。我々は IASB が、最終的にはこの修正を全ての保険会社に対してグローバルに適用することを望む。」

3—英国における採択に向けた検討状況

英国においては、UKEB (UK Endorsement Board : 英国承認理事会) が IFRS 第 17 号の採択の検討を進めているが、UKEB は、11月12日に、英国において IFRS 第 17 号を採用することを暫定的に決定し、会計基準に関する予備的見解について協議²している。なお、協議期間は 2022年2月3日までである。

ここでは、その概要について報告する。

1 | 全体概要

UKEB による基準の初期評価を説明する理事会の承認基準評価 (DECA) 草案は、IFRS 第 17 号が、法定規約 2019/685 (規則) に定められた英国の IFRS 適用のための法定要件を満たしているかどうかを評価するために、UKEB によって行われた作業を提示している。その評価は規則に定められた 3 つの主要な承認基準を取り扱っている。

⁴ <https://www.insuranceeurope.eu/news/2486/insurers-welcome-publication-of-ifs-17-in-official-journal-of-the-eu>

これによると、3つの主な承認基準に対する評価の（暫定的な）結論は、以下の通りとなっている。

- ・IFRS 第 17 号は、経済的意思決定及び経営陣の管理の評価に必要な財務情報に必要な理解可能性、関連性、信頼性、及び比較可能性の基準を満たしている。
- ・IFRS 第 17 号の使用は、英国の長期的な公共財を助長する可能性が高い。
- ・IFRS 第 17 号は、規制に定められた真実で公正な見解の原則に反しない。

こうした承認基準に対する評価に基づいて、UKEB は、IFRS 第 17 号が英国で使用するための国際会計基準の採択に関する法定要件を満たしていると結論付けている。したがって、UKEB は、英国で使用するために IFRS 第 17 号を採択するという（暫定的な）見解を有している、としている。

2 | 具体的な評価の概要

具体的な評価について、DECA 草案の要約から抜粋して報告すると、以下の通りとなっている。

(1)技術的会計基準

11. 保険契約は、発行者にしばしば複雑な権利と義務の束を形成する。典型的な英国の保険契約の下で発生する全てのシナリオに明示的に対処できる国際会計基準はない。しかし、私たちの[暫定的な]結論は、IFRS 第 17 号は、英国で一般的な保険契約に適用できる明確な原則を定めており、会計利用者にとって理解可能で、関連性があり、信頼性が高く、比較可能な情報をもたらすというものである。場合によっては、理解可能性、関連性、信頼性及び比較可能性の目的を達成するために、経営者が IFRS 第 17 号、より一般的には IFRS 基準で要求されるように、適切な開示を提供することが特に重要になる。

(2)英国の長期的な公共財

UKEB は、費用便益分析を実施しているが、これによると、IFRS 第 17 号を採用している英国の全保険会社の IFRS 第 17 号の一回限りの実施費用は、約 11 億 8000 万ポンドと見積もられている。このうち、2020 年 6 月 30 日までに約 5 億ポンドが発生し、さらにそれ以来多額の更なるコストが発生している。これらのコストは大きなものだが、過去 5 年間の平均年間総収入保険料の 1%以下となっている、と述べている。

また、全体として、IFRS 第 17 号の適用により、英国の保険セクターのステークホルダーにとって、継続的な純費用が大幅に増加することはないと予想される、としている。

さらに、競争環境への影響については、「IFRS 第 17 号により、保険商品の提供や価格戦略に変更が生じる可能性がある。しかし、これらの変化が英国経済に大きな悪影響を及ぼすとは考えられない。」とし、また、「IFRS 第 17 号は、基準を適用する事業体とそれを適用しない事業体との間の保険業界の競争に悪影響を及ぼすことはない」と予想され、「国際レベルでは、IFRS 第 17 号は、採用後に大規模なグローバルグループが国を超えた相乗効果を活用し、英国経済にプラスの効果をもたらす可能性があるため、競争を促進する可能性がある。」としている。

さらに、EU がカーブアウトした年次コホート等については、「顧客の競争に重大な影響を与えるものではなく、IASB が発行する IFRS 第 17 号を適用すれば、資本の競争において英国企業に有利に働く可能性がある。」と評価している。

その他の影響については、「資本コストと保険会社の財務へのアクセスに関して英国経済に悪影響を及ぼすことはないと予想される。同様に、IFRS 第 17 号が保険会社の投資やヘッジ戦略に重大な影響を与えることは想定できない。」とし、また「この基準は、中長期的に税収に悪影響を及ぼさない程度のもと考えられる。」としている。

最後に、IFRS 第 17 号を適用しないことが英国経済に与える影響について、「他の国・地域が IFRS 第 17 号を採用していると仮定すると、英国の保険会社は、IFRS 第 17 号を適用している企業と比較して相対的に不利な立場に置かれ、資本コストやグローバル資本市場へのアクセスの低下という点で不利になる可能性がある。」と述べている。

14. IFRS 第 17 号を導入することにより、初めて包括的な認識、測定、表示、開示の要件を規定することにより、保険契約の財務報告の改善につながる。これにより、範囲内の契約の内容を忠実に反映した財務報告が作成され、一貫した基準で提示されるようになるため、毎年、保険部門の異なる企業間及び管轄区域間で比較可能性が高まる。このような財務情報は、投資家やその他の会計利用者にとってより有用である。投資家やその他の会計利用者は、会社の経営管理を説明するために経営陣に関心を持ち、株式や負債商品の売買や保有に関する意思決定を行うことができる。
15. IFRS 第 17 号を採用している英国の全保険会社の IFRS 第 17 号の一回限りの実施費用は、約 11 億 8000 万ポンドと見積もられている。このうち、2020 年 6 月 30 日までに約 5 億ポンドが発生し、さらにそれ以来多額の更なるコストが発生している。これらのコストは大きなものだが、過去 5 年間の平均年間総収入保険料の 1%以下となっている。
16. 保険会社会計の利用者は、IFRS 第 17 号の結果として期待される透明性と比較可能性の向上の主な受益者である。これは、アナリストや他の会計利用者との接触に反映された。保険会社会計の利用者の大半は、IFRS 第 17 号によって導入された変更が保険会社間の比較可能性を高め、保険会社会計の透明性を高めると楽観的であった。しかし、IFRS 第 17 号の実施に関して保険会社とより詳細な契約を結んで初めて、より完全な評価が可能になると予想された。
17. IFRS 第 17 号が保険会社の資本コストに与える影響については、見解が分かれている。資本コストは短期的には増加する可能性があると考えられるステークホルダーもいれば、長期的には英国の保険会社の資本コストを低下させる可能性があると考えられるステークホルダーもいる。
18. 数値化はされていないが、一部の保険会社は、システムとデータ管理の改善、及び IFRS 第 17 号の導入によるプロセスの効率化から、継続的な間接的利益を得ることを期待している。
19. 基準は、財務報告の透明性と比較可能性を高めることを目的としているため、IFRS 第 17 号の実施は、監査人及び規制当局にとっても有益であるべきである。
20. 全体として、IFRS 第 17 号の適用により、英国の保険セクターのステークホルダーにとって、継続的な純費用が大幅に増加することはないと予想される。
21. IFRS 第 17 号により、保険商品の提供や価格戦略に変更が生じる可能性がある。しかし、これらの変化が英国経済に大きな悪影響を及ぼすとは考えられない。IFRS 第 17 号は、基準を適用する事業体とそれを適用しない事業体との間の保険業界の競争に悪影響を及ぼすことはないと予想される。国際レベルでは、IFRS 第 17 号は、採用後に大規模なグローバルグループが国を超えた相乗効果を

活用し、英国経済にプラスの効果をもたらす可能性があるため、競争を促進する可能性がある。提案されている EU のカーブアウトは、顧客の競争に重大な影響を与えるものではなく、IASB が発行する IFRS 第 17 号を適用すれば、資本の競争において英国企業に有利に働く可能性がある。

22. IFRS 第 17 号は、IFRS 第 17 号の使用によって期待される保険会社会計の透明性と比較可能性の向上が投資家によって肯定的に評価される可能性が高いため、資本コストと保険会社の財務へのアクセスに関して英国経済に悪影響を及ぼすことはないと予想される。同様に、IFRS 第 17 号が保険会社の投資やヘッジ戦略に重大な影響を与えることは想定できない。
23. この基準は、中長期的に税収に悪影響を及ぼさない程度のもと考えられる。
24. IFRS 第 17 号は、経済成長と金融の安定性に対して、中立的からプラスの効果を持つと予想される。保険会社会計の透明性と比較可能性の向上が期待されることは、資本の効率的な配賦と経営陣が会計を保持するための投資家の能力の向上につながる。また、IFRS 第 17 号では、監督上のモニタリングに有用な新たな情報を提供することが期待され、会計利用者が保険会社の財務状況をより適切に評価できるようにすることで、市場の信頼性を高めることができるべきである。
25. また、IFRS 第 17 号を適用しないことが英国経済に与える影響についても検討した。この基準を採用しない場合には、IFRS 第 17 号の下での報告から期待される透明性と比較可能性の向上の恩恵を会計の利用者が受けることができなくなる。他の国・地域が IFRS 第 17 号を採用していると仮定すると、英国の保険会社は、IFRS 第 17 号を適用している企業と比較して相対的に不利な立場に置かれ、資本コストやグローバル資本市場へのアクセスの低下という点で不利になる可能性がある。

(3) 真実で公正な見解の原則

28. IFRS 第 17 号については、英国で採用されている他の国際会計基準との相互作用を含め、全体としての基準を考慮した上で、真実で公正な見解を支持する基準に照らして評価するという包括的なアプローチが取られている。
29. 我々の評価では、IFRS 第 17 号が要求する開示を含め、基準を用いて作成された個別又は連結の会計が保険契約の経済的実質を公正に反映することを妨げるような要件は確認されていない。これに基づいて、評価では、これらの会計科目が企業又はグループの資産、負債、財政状態及び純損益の真実で公正な見解を与えることを妨げるような IFRS 第 17 号のいかなる要件も特定していない。

3 | 英国における懸念事項に関する評価の概要

UKEB は、IFRS 第 17 号から生じる英国の保険会社にとって重要な懸念事項として、①利益認識一年金に対する契約上のサービスマージン (CSM) の割当、②割引率、③保険契約のグループ化ー収益性バケット及び年次コホート、④有配当ー相続財産 の 4 つを重点項目としている。

これらの項目のうちの④については、英国固有の問題であり、IFRS 第 17 号においては明示的に取り扱われていないため、今後更なる議論も必要になってくる項目となっている。また、①から③の項目については、基本的には承認の評価を行っているが、一方で潜在的な課題を述べているので、以下では、それらを中心に紹介する。

(1) 利益認識—年金に対する契約上のサービスマージン（CSM）の割当

契約上のサービスマージン（CSM）をどのように割り当てるか（英国の年金プロバイダーにとっての主な懸念事項の1つ）についての評価は以前の評価から変更されていない。

UKEBは、このテーマに関するIFRS第17号の課題等について、以下のように、英国の年金商品の適用範囲の単位、したがってCSMの割当の決定に関して、コンセンサスが形成されることを期待している、と述べている。

なお、UKEBは、CSMの割当に関するテクニカル・ペーパーを7月20日に公表しており、この中で、保険会社や監査人（英国勅許公認会計士協会（ICAEW））を含む保険業界関係者がCSMの割当に関するガイダンスを作成することを推奨していたが、今回のDECAにおいては、これについて言及していない。

3.45. IFRS第17号は、契約に基づいて提供される給付の数量を企業がどのように決定すべきか、また、保険適用単位及びそれに対応する加重をどのように決定すべきかについて規定していない。この計算方法が異なる可能性があることを考慮すると、CSM償却に関するIFRS第17号の要件が適用の相違につながるリスクがある。その結果、特に年金商品については、その長期性を考慮すると、財務諸表の比較や理解が容易ではない可能性がある。

3.46. 契約に基づいて提供される便益の量、ひいては純損益に認識すべきCSMの額を決定するには、重要な判断を用いる必要がある。この判断の適用は、一貫性及び／又は中立性を欠いている可能性があり、したがって信頼性にリスクをもたらす。

3.47. 特に、一括購入型年金を含む年金の支払段階で提供される保険適用範囲を適切に反映した保険適用単位を決定するために、IFRS第17号の要件を解釈するための見解が異なる。

（略）

3.50. また、IFRS第17号を用いて作成された最初の会計報告が公表される前に、適用範囲の単位を決定し、英国の代表的な年金商品に対するCSMの配分を決定するコンセンサスが形成される可能性もある。これにより、適用の多様性に対する主要な懸念が軽減され、財務情報の比較可能性が高まるはずである。

(2) 割引率

UKEBは、7月20日に、割引率に関するテクニカル・ペーパーも公表している。こうしたペーパーに対する反応も踏まえて、潜在的な課題等について、以下のように述べている。

3.84. IFRS第17号が特定の割引率を要求していないという事実、又は適切な割引率が市場で直接観察できない場合の特定の見積手法は、信頼性及び／又は比較可能性に対するリスクとみなされる可能性がある。特に、ボトムアップ方式を採用した場合の流動性プレミアムの決定については、一般的に判断を要すると認識されている。加えて、この基準が（トップダウン又はボトムアップの）アプローチの選択を提供しているという事実は、保険会社間の比較可能性に対するリスクとなり得る。

（略）

3.87. IFRS第17号によって採用されたアプローチは、一部の状況においてのみ適切な情報をもたら

すより規範的なアプローチよりも、全ての事業体にとって関連性があり信頼性のある情報をもたらす。絶対精度は不可能であるが、必要ではなく、過度の測定の不確実性を生じることなく適切な割引率を決定することができる。

(略)

3.89. 比較可能性については、観察可能な市場価格と整合的であり、かつ、現在の市場状況を反映した割引率を用いること、及び、観測可能な入力を最大化し、他のエンティティとの比較可能性に関する懸念を軽減する。

3.90. また、要求される開示は、比較可能性に対するリスク、特に重要な判断、使用されるインプット、前提及び推定手法、並びにインプットを推定するプロセス及び割引率を決定するために使用されるアプローチのリスクを軽減する。使用したイールドカーブの開示は、他の保険会社との比較を容易にすべきである。全体として、開示は、会社間の差異を強調し、業績の分析を容易にすべきである。

(3) 保険契約のグループ化—収益性バケット及び年次コホート

英国の保険会社の年次コホートに対する懸念は EU の保険会社ほど大きくはないが、EU がカーブアウトする場合には、EU の保険グループとの比較可能性及び競争力という面において、英国の保険グループへの意味合いがある。

年次コホート間のリスク分担について、以下の記述が行われている、

3.111. 一部の利害関係者は、保険契約が何世代にもわたる（即ち、異なる年次コホートにわたって）保険契約者のリスクを共有している場合、年次コホートが有用な情報を提供しないことを懸念している。例えば、特定の保険契約者に対する給付は、他の保険契約者の請求を満たすために減額されることがあり、1年以内に開始された契約の利益は、他の年に開始された契約の保険契約者へのリターンを支えることがある。これらのステークホルダーは、年次コホートがコホート間のリスクの共有を反映しておらず、結果として得られる情報の関連性が低下していると考えている。

(略)

3.116. IFRS 第 17 号の目的は、（保険事業に固有のリスクプールを無視して）過度の粒度水準とグループ数のリスクと収益性に関する情報と不利な契約の特定を失うリスクとのバランスをとる集計レベルを規定することである。年次コホート要件は、分かりやすく理解しやすい規約に基づく実用的なアプローチである。全体として、この基準は、大多数の場合に有用な情報を提供する可能性が高いバランスをとっている。

4—まとめ

以上、今回のレポートでは、EU における IFRS 第 17 号の最終承認の内容、及び英国における UKEB による IFRS 第 17 号の採択に関する協議案の内容を報告してきた。

EU は結局、IASB が策定した IFRS 第 17 号をそのまま採用するのではなく、年次コホートをカー

ブアウトした基準を最終承認している。一方で、英国は現時点では年次コホートをカーブアウトしない協議案を提示している。

今後は、英国や EU 以外のその他の IFRS 基準を採択している国や地域等において、どのような基準が採択されてくるのか、またそれらの基準設定を受けて、実際に欧米の大手保険グループを中心としたグローバルに活動している保険グループがどのような基準を選択してくることになるのかが注目されてくることになる。

IFRS 第 17 号の適用に関する EU や英国の動き、さらにはその他の IFRS 適用国の動きは、関係者の関心の高い事項であることから、今後ともその動向を引き続き注視していくこととしたい。

以 上